

令和3年7月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 （履行期限）	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	7月1日	京成曳舟駅前交通広場修正設計委託	令和4年3月18日	東日本総合計画株式会社 首都圏支店	4,070,000	平成28年度に実施した京成曳舟駅前交通広場実施設計委託（以下「実施設計」という。）において作成した設計図書について、関係機関との協議等を踏まえた修正設計を行う必要が生じた。実施設計の内容を把握した上で修正設計を行う必要があるため、履行期限内に成果をまとめることができるのは、実施設計を受託した指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	拠点整備課
2	7月14日	横十間川修景施設整備工事（その1）	令和4年3月18日	株式会社塩浜工業 東京本部	6,990,000	本工事箇所は、現在、東京都江東治水事務所が施工している横十間川護岸整備工事（その3）（以下「東京都工事」という。）の施工範囲内であるため、本工事施工に当たっては、狭隘な作業環境で施工する必要があることに加え、東京都工事と工程調整等を密に行いながら、早期かつ効率的に実施していくことが求められる。 指定事業者は、東京都工事の受注者であることから、本工事との工程調整等が容易であり、かつ、現場状況を熟知しているため、早期かつ効率的に本工事を進めることができる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備課
3	7月15日	都市再生地籍調査（官民境界等先行）委託	令和4年3月11日	一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	29,150,000	指定事業者は、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能であり、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の受託実績も豊富にあることから、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有している。 このため、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を履行できるのは指定事業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
4	7月19日	錦糸公園水景設備改修工事	令和4年2月18日	株式会社ウォーターデザイン	3,304,400	本工事は既存設備の改修工事であり、錦糸公園の水景設備の機材等は他社のものではない。互換性がなく、本工事を施工することができるのは、製造元である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	道路公園課